

華誠の知的財産権ニュースレター



2020年07月 第三十九期

目次

知的財産権

国家知識産権局が2020年上半期の特許、商標などの知的財産権統計データを発表	2
商務部、年初5ヶ月の中国の知的財産権使用料の上昇速度が38.4%に	4

商標

商標局、上半期の異議申立の成立率は平均50.14%で、2019年の47.65%より高い	5
国家知識産権局が「商標権侵害の判断基準」を公布	5



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

知的財産権

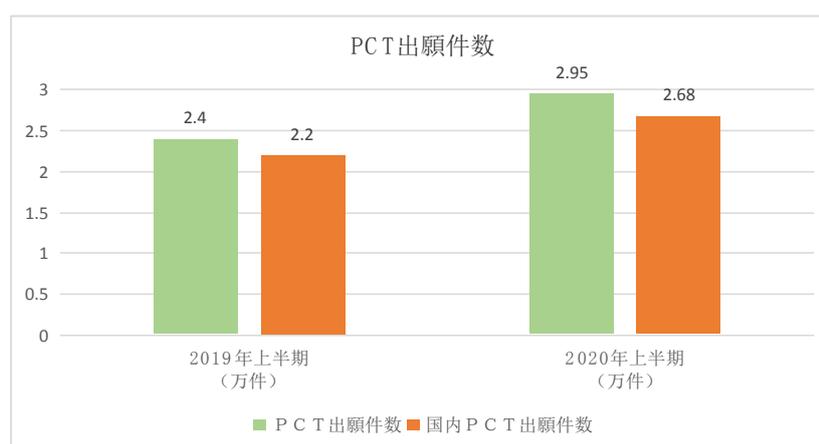
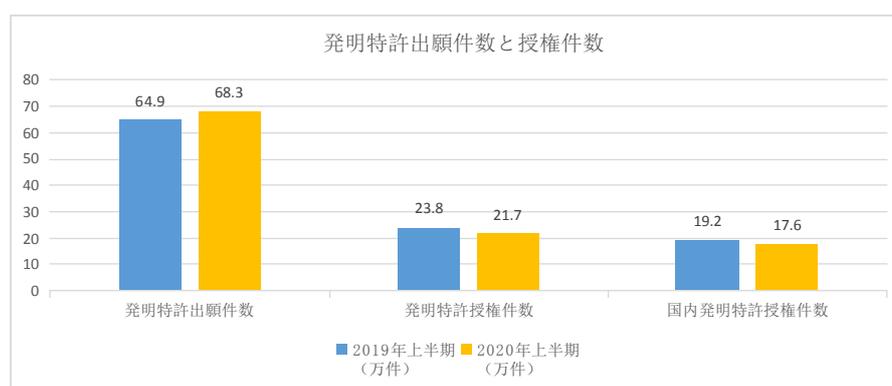
国家知識産権局が 2020 年上半期の特許、商標などの知的財産権統計データを発表

7月9日午前、国家知識産権局は第3四半期定例記者会見を開催し、2020年上半期の主な作業統計データと関連状況を公表した。

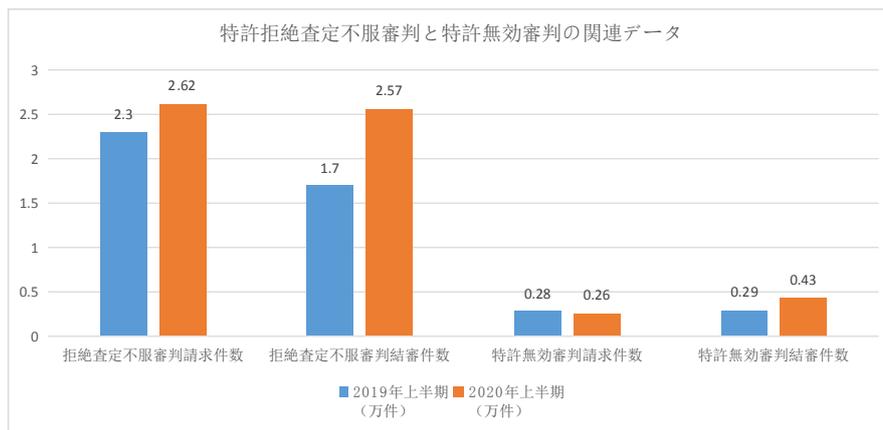
華誠では関連データを以下の3表にまとめた。今回統計した上半期の知的財産権統計データのポイントは次の通りである。

- 発明特許出願件数が 68.3 万件に達し、前年同期比 5.2% 増であった。
- 三種類の特許出願件数は 219.5 万件であり、前年同期比 9.8% 増であった。
- 商標出願件数は再び最高記録を塗り替え、急激に 24.6% 上昇し、428.4 万件となった。
- 特許、商標の審査期間はどちらにも異なる程度の加速がある。

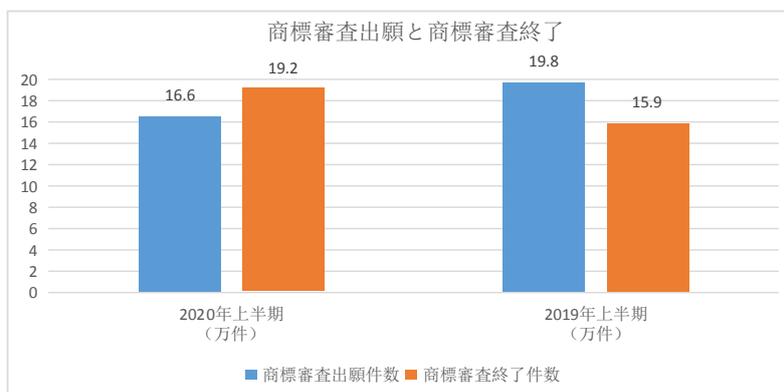
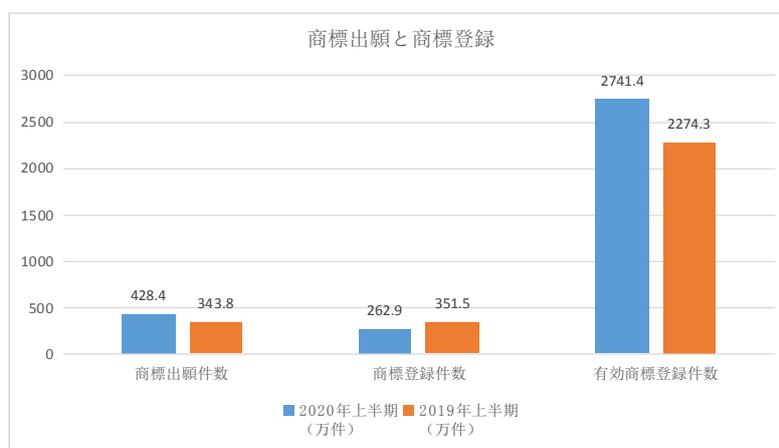
	2020年上半期 (万件)	2019年上半期 (万件)	前年同期比
発明特許出願件数	68.3	64.9	5.2%
発明特許授權件数	21.7	23.8	-8.8%
国内発明特許授權件数	17.6	19.2	-8.3%
3種類の特許出願件数	219.5	200	9.8%
PCT出願件数	2.95	2.4	22.6%
国内PCT出願件数	2.68	2.2	20.7%
拒絶査定不服審判請求 件数	2.62	2.3	13.9%
拒絶査定不服審判結審 件数	2.57	1.7	51.2%
特許無効審判請求件数	0.26	0.28	-7.1%
特許無効審判結審件数	0.43	0.29	48.3%



知的財産権



	2020年上半期 (万件)	2019年上半期 (万件)	前年同期比
商標出願件数	428.4	343.8	24.6%
商標登録件数	262.9	351.5	-25.2%
有効商標登録件数	2741.4	2274.3	20.5%
マドリード商標国際出願	0.3875	0.2849	36.0%
商標審査出願件数	16.6	19.8	-16.2%
商標審査終了件数	19.2	15.9	20.8%



知的財産権

審査期間	2020年上半期 (月)	2019年上半期 (月)
発明特許	20.3	22.7
高価値特許	15.2	20.5
実用新案	6.4	6.2
意匠	3.2	4.0
特許拒絶査定不服審判	—	11.7
無効審判請求	—	5.0
商標登録	<4.5	<5

特許と商標の国際出願登録を除き、集積回路の回路配置の設計登録件数は同様に急速に増加しており、関連データは下表の通りである。

	2020年上半期 (件数)	2019年上半期 (件数)	前年同期比
集積回路の回路配置の 設計の出願件数	5176	2905	78.2%
集積回路の回路配置の 設計の証明書発行件数	5262	2487	111.6%

国家知識産権局 より

商務部、年初5ヶ月の中国の知的財産権使用料の上昇速度が38.4%に

商務部が最近発表した最新のデータによると、年初5ヶ月の中国におけるサービス貿易の輸入超過は前年同期より大幅に2,851.5億元減少し、44.9%減となった。そのうち、中国の知識集約型サービスの輸出入が急速に増加し、輸出入総額に占めるサービスの割合は40%を超えた。知的財産権使用料の上昇が速く、前年同期比の上昇速度は38.4%に達した。電信コンピュータと情報サービス、保険サービスの輸出増加速度も15%以上であった。輸入の増加が速い分野は電信コンピュータと情報サービス、金融サービスで、それぞれ34.4%増と15.9%増となった。

国家知識産権局ウィーチャット公衆号 より

商 標

商標局、上半期の異議申立の成立率は平均 50.14% で、2019 年の 47.65% より高い

今年、商標局にて異議に携わる各処では、悪意ある登録に対する異議申立手続きの強力な役割を十分に発揮し、悪意あるストック、公共資源を抜け駆け登録する商標事件に適時に対処し、商標主体の合法的な権利利益を十分に保障している。上半期の商標の異議申立に関するデータを下表にまとめた。

	2020年上半期	2019年上半期	前年同期比
異議申立の平均成立率	50.14%	47.56%	5.42%
異議申立案件の審査終了件数	68162	39664	71.85%

国家知識産権局 より

国家知識産権局が「商標権侵害の判断基準」を公布

先ごろ、国家知識産権局は「商標権侵害の判断基準」（以下、「基準」という）を公布した。

「基準」は合計 38 条あり、商標の使用、同じ種類の商品、類似商品、同一商標、近似商標、混同しやすい、販売免責、権利衝突、中断適用、権利者識別などの内容を細分化した規定を行った。

国家知識産権局 より